

令和5年度
長岡市イノベーション加速化補助金
(デジタル技術活用事業)

※長岡介護イノベーション・ハブ開発製品の導入事業を除く

【随時募集】

公 募 要 領

1 メニューの概要

デジタルビジネスニーズの事業化に取り組む中小企業者等に対して補助金を交付します。

業種	全業種	
補助対象事業	①デジタル化による新たなビジネス転換や生産性向上等を目的とした設備・システム・サービスの導入や活用を行う事業	②EC サイト等の Web 販売サイトへの出店事業
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業者等	
補助金額	2分の1以内（上限200万円）	2分の1以内（上限50万円）
対象経費	謝金、費用弁償、設備等購入費、システム等購入費、設備等借上料、原材料費、外注費、委託費、マーケティング調査費、通信運搬費、コンサルタント費、出店料、出願手数料、消耗品費、人件費、旅費	

※補助対象経費の詳細は、別紙「対象経費の適用範囲及び算定方法」をご覧ください。

※新商品・サービスの試作開発に係る費用は補助対象経費となりますが、商品化・サービス化後に販売目的として製造に係る費用は補助対象外です。

※同一の事業者が、2つ以上の事業を申請することはできません。

2 各種用語の定義

(1) 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係にある中小企業は大企業とみなし、中小企業者に含みません。詳しくはお問い合わせください。

(2) 中小企業者等

(1) 中小企業者のほか、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいいます。

補助対象外業種
(1) 狩猟業
(2) 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）
(3) 娯楽業のうち風俗関連営業
(4) 競輪、競馬等の競走場及び競技団
(5) パチンコホール
(6) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場
(7) 芸ぎ業及び芸ぎ周旋業
(8) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪、競馬等予想業
(9) 集金業・取立業（公共料金及びこれに準ずるものに関するものを除く。）
(10) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの
(11) 易断所、観相業及び相場案内業

- (12) 学校（学校法人が経営するもの）
- (13) 通訳案内業
- (14) 不動産鑑定業
- (15) 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体
- (16) LLP（有限責任事業組合）
- (17) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業
- (18) 前各号に掲げる業種のほか、市長が補助金の交付に当たり公序良俗に反する営業等不適当と認める種類の営業

3 補助対象期間

原則として、交付決定日から事業が完了する日（最長で令和6年2月29日）までが対象となります。ただし、交付決定日以前に事業に着手する必要がある場合は、交付申請日からとします。

4 提出書類及び受付期間

提出書類（①は必要事項を電子申請のフォームに入力、②～⑥は電子申請に添付）
① 交付申請書（様式1）
② 事業計画書（様式2）（※1）
③ 収支計画書（様式3）
④ 株主等一覧表（様式4）
⑤ 決算状況（2期分）（様式5）
⑥ その他補足資料（ビジネスモデル・開発品の概略又は説明図・出店するECサイト等の資料等）

（※1）②ECサイト等のWeb販売サイトへの出店事業では提出不要です。

5 申請方法

（1）受付期間

①デジタル化による新たなビジネス転換や生産性向上等を目的とした設備・システム・サービスの導入や活用を行う事業

令和5年9月1日（金）から10月31日（火）まで

②ECサイト等のWeb販売サイトへの出店事業

随時募集（予算に達し次第終了）

（2）提出方法

電子申請により提出してください。

※書類に不備がある場合、申請を受け付けられない場合があります。

6 採択までの流れ

（1）事前相談

申請前に、まずは事前相談申込書（様式12）を長岡市商工部産業支援課に提出してください。

ただし、ECサイト等のWeb販売サイトへの出店事業については、事前相談は不要です。

（2）申請

交付申請書、事業計画書等を提出してください。提出書類の受付後、必要に応じて事業計画の内容

をヒアリングします。

(3) 審査

申請があった日の属する月の翌月に、学識経験者等による審査会を開催します。

ただし、EC サイト等の Web 販売サイトへの出店事業については、申請受付後、速やかに審査を行います。

以下の技術面、事業化面、波及効果の観点から審査します。

- ・課題と解決方針の明確性、妥当性
- ・デジタル化による事業拡大の効果
- ・デジタルビジネスニーズの新規性、優位性
- ・事業計画の妥当性、実現性

なお、予算範囲内で交付決定するため、審査の結果、申請の補助金額から減額される場合があります。

7 交付決定後の流れ

(1) 結果の通知

交付・不交付の結果は、申請者に書面でお知らせします。

なお、交付決定となった事業は、補助事業名（テーマ名）・事業者名・所在地・連絡先等を市のホームページ等で公表します。

(2) 補助金の支払い

補助事業者の事業費執行計画に基づき、補助金の交付決定後に概算払いが可能です。

(3) 中間報告書の提出及び現地調査

補助事業者から事業の進捗状況について中間報告をしていただき、これに基づき市は、必要に応じて現地調査及びヒアリングを実施します。

(4) 実績報告書の提出

補助事業の完了後、補助事業者は速やかに実績報告書を電子申請により提出してください。

提出書類（①は必要事項を電子申請のフォームに入力、②～⑥は電子申請に添付）	提出期限
① 実績報告書（様式 6） ② 補助事業の成果（様式 7）（※1） ③ 収支決算書（様式 8） ④ 経費執行証拠書類（請求書、領収書等の写し） 及び経費執行書類明細表（様式 9）（※2） ⑤ 人件費集計表及び作業日報（様式 10）（※3） ⑥ 出張報告書（様式 11）（※4） ⑦ その他参考資料（成果品写真、概要図等）	令和 6 年 2 月 29 日 (木)

(※1) ②EC サイト等の Web 販売サイトへの出店事業では提出不要です。

(※2) 経費執行証拠書類は、経費別に分け、収支決算書との対応がわかるように経費執行書類明細表を作成ください。（所定の書式の他、任意の書式でも可）

(※3) 補助対象経費に人件費を計上する場合に必要です。人件費は、補助事業に直接従事するために新たに雇用する者の人件費を対象とします。人件費は、「作業時間×時間単価」により算出し

てください。

作業時間は、作業者・作業内容・作業日・作業時間が明確にわかる「作業日報」により確定します。**時間単価**は、作業に携わった方の年収や月収（年間や月間の支給実績額の合計）をもとに、所定の労働時間で除して算出した額としてください。年収（賞与を含む）や月収の算定に含む金額は、主に、健康保険の報酬月額算定に準ずるものとします。

なお、補助事業に直接従事するために新たに雇用する場合、雇用保険被保険者証の写しなど、確認できる書類を提出ください。

(※4) 補助対象経費に旅費を計上する場合、行き先や目的など出張の内容がわかるよう、出張報告書（所定の書式の他、任意の書式でも可）を添付してください。

(5) 補助金の精算

市は、提出された実績報告書及び経費執行証拠書類等を確認し、補助事業が適正と認められた場合に、補助金額を確定し、補助事業者に通知します。

(6) 成果報告会（令和6年3月頃予定）

事業終了後、成果報告会で当補助金の成果を発表していただきます。

8 注意事項等

- ・補助対象期間中に支払った事業費のみを補助対象経費とします。
- ・補助事業により導入した物品は、補助事業終了後の5年間、売却等をしないでください。
- ・補助事業終了後の5年間、補助事業成果の事業化状況等に関する報告書の提出のほか、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存をしてください。
- ・市が行う補助事業成果の広報（例：ホームページ、パンフレットを作成する際の資料の提供等）に協力してください。

9 その他

- ・交付申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。
- ・本補助金の申請にあたっては、本公募要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市イノベーション加速化補助金交付要綱」を御確認ください（長岡市のホームページで「加速化補助金」と検索）。

<問い合わせ先>

長岡市商工部産業支援課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト

長岡市役所大手通庁舎 6階

TEL : 0258-39-2222 / FAX : 0258-36-7385

Eメール : shoko@city.nagaoka.lg.jp URL : <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

【別紙】 補助対象経費の適用範囲及び算定方法

補助対象経費	適用範囲及び算定方法
謝金	専門的知識を有する者に専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
費用弁償	技術指導等を行うための旅費として依頼した専門家に支払われる経費
設備等購入費	事業において必要となる機械装置等の購入経費。この場合において、その額は、購入価額を法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）で除した額のうち、補助対象期間分に相当する額 (例) 取得価格480万円、耐用年数4年の設備を購入し、補助対象期間が10か月の場合、480万円×1年/4年×10か月/12か月=100万円が対象経費となります。
システム等購入費	生産性向上等に資するシステム・ロボット・設備等の購入に必要な経費
設備等借上料	機械装置・システム・備品・ロボット等のリース料又はレンタル料として支払われる経費。ただし、借用期間が事業期間を超える場合は、その額は、補助事業期間分に相当する額
原材料費	補助事業を遂行するために直接必要な原材料費
外注費	機械装置又は工具器具部品の設計・製造や新商品・サービスの開発、デジタル化に向けたシステム開発等の外注に必要な経費
委託費	調査、分析等を委託するために必要な経費又は学術機関若しくは公設試験研究機関から技術指導を受けるために必要な経費
マーケティング調査費	ユーザーニーズ調査等を行うために専門機関に支払われる経費、市場データ等を購入する経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
コンサルタント費	補助事業の発展及び向上のためにコンサルタント会社等を活用する費用並びに受発注コーディネート等のコンサルティング料として支払われる経費
出店料	EC サイトへの出店に係る経費
出願手数料	特許庁に納付される出願に係る手数料等（出願料、審査請求料、特許料、手続代行費用等）
消耗品費	消耗品を購入するために支払われる経費、図書・参考文献・資料等を購入するために支払われる経費及び資料等の印刷費として支払われる経費
旅費	情報収集等のための旅費として社員等に支払われる経費（社内旅費支給規定に準じて算出した額）。ただし、補助対象経費（旅費を除く。）の合計額に10分の1を乗じて得た額と50万円とのいずれか低い額を上限とする。
人件費	補助事業に直接従事するために新たに雇用する従業員（パート又はアルバイトを含む。）の給与、賞与、諸手当（残業手当を除く。）及び賃金として支払われる経費

※以下の費用は対象経費から除外します。

- ・補助対象経費の中で、汎用性があり目的外の使用が可能な設備・備品(事務用のパソコン、プリンタ、タブレット端末など)の購入費

- ・ただし汎用性があっても、申請事業に用途を限定した備品（システムを遠隔監視するタブレット端末や大型ディスプレイ等）の購入費は対象とします。
- ・最低限の必要性（数量・スペック）を超える部分の経費
- ・他団体から補助金等の支援を受けている設備

<補助対象外の経費例>

- 消費税及び地方消費税相当額
- 銀行等への口座振込手数料
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 通常の生産活動のための設備投資の費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 各種保険料（旅費に係る航空保険料を除く。）
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- 販売手数料等の売上等に応じて一定割合を支払う経費
- その他本事業と関係ない経費

<その他の補助対象経費に関する注意事項>

- 補助対象事業について、グループ企業に対して支払う経費（外注費、原材料費など）は、補助対象外となる場合があります。やむを得ず、グループ企業に対して支払う経費がある場合は、補助金申請時に、事業計画書の「実施体制 / 事業の役割分担」の欄に支払い予定先を記載の上、下記のいずれかを添付ください。
 - ① 適正価格であることの証明のため、グループ企業の外、2社以上の見積書
 - ② 特別な事情がある場合は、その理由書（様式任意）